

平成 18 年 1 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ ル ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 郁 夫  
( コ ー ド 番 号 : 2 7 3 8 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 百 鬼 弘  
T E L 0 3 - 5 4 5 9 - 7 5 0 0

## 株式の分割（無償交付）及び株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 4 日開催の取締役会において株式の分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、株式の分割後の株主優待制度について、贈呈基準を変更することを決議いたしましたので、併せてお知らせします。なお、株主優待制度の変更は、平成 19 年 1 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主から実施します。

記

### 株式の分割について

#### 1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上、並びに 1 株当たりの投資金額を引き下げ、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 18 年 2 月 1 日（水曜日）付をもって、平成 18 年 1 月 31 日（火曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1 株につき 3 株の割合をもって分割する。

##### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 18 年 1 月 31 日（火曜日）最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数とする。

##### (3) 日程

割当基準日 平成 18 年 1 月 31 日（火曜日）

効力発生日 平成 18 年 2 月 1 日（水曜日）

株券交付日 平成 18 年 3 月 20 日（月曜日）

#### 3. 配当起算日

平成 18 年 2 月 1 日（水曜日）

#### 4. 行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、

ストックオプションの権利行使価額を平成 18 年 1 月 31 日（火曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	調整後権利行使価格	調整前権利行使価格
新株予約権 (平成 14 年 4 月 23 日定時株主総会決議)	13,917 円	41,750 円

#### 5. その他

この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

#### 《ご参考》

- 株式の分割により、増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が増加する可能性があり、割当日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。
- 株式の分割後の発行済株式総数は、平成 17 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。
  - 現在の発行済株式総数 56,959 株
  - 今回の増加株式数 113,918 株
  - 増加後発行済株式総数 170,877 株
- 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。  
平成 17 年 12 月 31 日現在の資本金 1,657,121,345 円
- 本取締役会において、今回の株式分割に伴い、商法第 218 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 2 月 1 日（水曜日）をもって当社定款第 5 条を変更し、発行する株式の総数を 371,328 株増加させ、556,992 株に変更する決議を行っております。
- 今回の株式分割の効力発生日は平成 18 年 2 月 1 日（水曜日）のため、本件による今期の配当予想の変更はございません。

#### 株主優待制度の変更について

株主優待の贈呈基準に関して、内容を一部変更いたします。変更内容は、次表のとおりであります。

現 行		変更後（平成 19 年 1 月 31 日以降）	
1 株～4 株	1,000 円券 10 枚 (10,000 円相当)	1 株～2 株	1,000 円券 5 枚 (5,000 円相当)
5 株以上	1,000 円券 20 枚 (20,000 円相当)	3 株～9 株	1,000 円券 10 枚 (10,000 円相当)
		10 株～14 株	1,000 円券 15 枚 (15,000 円相当)
		15 株以上	1,000 円券 20 枚 (20,000 円相当)

《ご参考》

株主優待制度の変更は、平成 19 年 1 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主から実施します。(平成 18 年 1 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待制度については、従来どおりの優待を実施します。)

以上